

市では、地域の障がいのある方又はその介護者、障がいのあるお子さんの保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行っております。

1 対象者

- 身体障がいのある方
- 知的障がいのある方
- 精神障がいのある方

2 相談内容

- ①各種障害者手帳について
- ②障がい福祉サービスについて（各種在宅サービス、施設入所、グループホーム、ケアホーム等）
- ③補装具や日常生活用具の給付について
- ④各種医療・自立支援医療（更生医療・精神通院）について
- ⑤その他日常生活において困っていること等

3 相談窓口

- 市福祉事務所 生活福祉課（P 4 3 参照）
- 各総合支所 市民課（P 4 3 参照）
- 障害者相談支援事業者（P 2 2 参照）
 - ・社会福祉法人 恵 泉 会 地域生活支援センター
 - ・医療法人財団 姉齒松風会 地域生活支援センター ポレポレ

